

事例から学ぶ

相談員のためのトラブル対策

NEWS

「感染症防止のために家族の面会禁止」でトラブルに

■面会禁止中の利用者の死亡

特別養護老人ホームS苑では、インフルエンザやノロウイルスの感染症対策として、毎年11月から3月頃まで家族に協力を求めています。その年は、インフルエンザの流行が例年に比べて激しかったため、家族の面会を禁止しました。Hさん(92歳女性・要介護5)は、自発動作がほとんどない寝たきりの胃ろうの利用者で、娘さんは週に1回は必ず面会に来ています。娘さんは、施設からの面会禁止の通知には少し抵抗がありました。相談員から「Hさんのような重度の寝たきりの利用者は、インフルエンザが重症化して生命の危険にかかわることもあるのでご協力お願いします」と言われたため、しばらくの間、面会を控えていました。

そんなある日、施設から「Hさんが高熱を発して救急車で病院に搬送された」と連絡があったため、娘さんはすぐに病院に急行しました。しかし、Hさんはそのまま病院で亡くなり、医師からは「誤嚥性肺炎」と説明を受けました。娘さんは、「私が面会に来ないので母の口腔ケアをサボったのでしょうか」と施設長に食ってかかりました。加えて「あなた達施設に家族の面会を禁止する権利があるのか！」と猛烈に抗議し、後日「面会を禁止された上に母の死に目に会えなかった。これは権利侵害である」と市に苦情申立を行いました。

感染症流行時の面会の是非は家族の自主的判断に任せる

■施設が家族の面会を禁止する権利はない

娘さんは施設長に対して「施設は家族の面会を禁止する権利はない」と主張しました。はたして、感染症対策のために施設は家族の面会を禁止する権利があるのでしょうか？正解はNOです。高齢者施設の施設管理者には、家族の面会を禁止する権利はありません。病院の医師や警察など法律で許された者を除けば、施設管理者などが面会することを禁止する権利はありません。従って「感染症防止のために家族の面会を禁止」という施設長の措置は行き過ぎであり、権利侵害に当たります。

本事例では、施設が家族の面会の権利を侵害したことも問題ですが、家族が会えない間に利用者が誤えん性肺炎で亡くなってしまったことは、もっと重大な問題です。本事例のように、「家族が面会に来られないのを良いことに、ケアを怠ったのだろう」と指摘されたとしても、反論のしようがありません。家族が頻繁に面会に来ているからこそ、家族は利用者の様子を見ながら施設のケアを信頼することができるのです。

■家族にも感染防止の方法を教える

感染症対策においては、家族が面会時に利用者に感染させないことも大変重要です。特にHさんのような、重度の利用者であればインフルエンザなどの感染が重篤化して、生命の危険がありますからなおさらです。では、家族の面会時の感染防止のためには、どのような対策を講じたら良いのでしょうか？まず、高齢者や重度の要介護の利用者は、感染症発症時に重篤化する危険が高いことを知らせた上で、次のように注意を呼びかけて面会の是非は家族判断に任せましょう。

Check!

- ・ 家族自身が感染しないよう日常の衛生行動や感染機会を減らす対策を徹底してもらおう。
- ・ 発熱など感染症の兆候のある方は面会を控えてもらう。
- ・ 面会時には、手指消毒とマスク着用を徹底し利用者との接触や至近距離の会話を控えてもらう。
- ・ 不特定多数の人と頻繁に接する職業の方は特に注意してもらおう。



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSTビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882